第１号様式

鎌倉市少量排出事業所収集制度登録申請書

|  |
| --- |
| 　　年　　月　　日　（あて先） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地　　　　　　　　　　　　　　　 　 　　　　　　　　　　　　　申請者　　事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名 電話　　　　 （　　　　）　FAX番号　　 　（　　　　）　次のとおり申請します。 |
| 事業内容 |  |
| 申し込み種類 | □　新規　　□　変更 |
| 住居の有無 | □　事業所のみ　　□　居住あり |
| 収集開始希望日※提出から２週間後を目安としてください | 年　　　　月　　　　日 |
| 登録条件※チェックを入れてください※登録条件をすべて満たさないと登録することはできません。 | □　登録予定店舗から発生する事業系一般廃棄物のうち燃やすごみを排出する場合にのみ、本制度を利用する□　１回の排出量が事業系指定収集袋１袋（20ℓ）までである□　指定収集袋に登録番号を必ず記入する□　収集日の朝８時30分までに排出する□　鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者に契約を断られている□　過去に鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約実績がない　　（系列店及びチェーン店での契約実績を含む）□　資源物は鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約している（契約書（写し）の提出が必要です）□　産業廃棄物は産業廃棄物収集運搬許可業者と契約している（契約書（写し）の提出が必要です） |
| 排出場所（見取り図）※別紙可 | ※　道路、敷地、建物、排出場所、目印を記入　　目印　(燃やすごみ：)※　道路に面した敷地内に排出してください |
|  |

　　　　　　　　登録番号（市記入欄） No

注意事項

* 排出曜日は、事前登録の際にお渡しするカレンダーで確認してください。
* 排出日の８時30分までに排出してください。
* 収集時間は指定できません。（収集時間の目安は８時30分から15時30分です）
* 登録時にお知らせいただいた場所に排出してください。（排出場所は、必要に応じて現地確認を行います。）
* 住居と店舗を併設している場合は家庭ごみと混ざらないように排出してください。
* 商業ビルや集合住宅の店舗で本制度に申請する場合は、トラブルが生じないよう１階排出場所の確保及び同じビル内他店舗の了承を得てください。

※了承が得られていないことが確認された場合、承認を取り消すことがあります。

* 事業系指定収集袋（20リットル）で排出してください。
* 動物被害対策（蓋付きバケツ等を利用する）をお願いいたします。
* 分別を徹底してください。燃やすごみ以外の品目が混入している場合は収集いたしません。
* 事前登録の際にお伝えする登録番号を指定収集袋に記載の上、排出してください。登録番号の記載がない場合、収集いたしません。
* 注意事項を守られていないことが確認された場合、個別に調査・指導を行うことがあります。
* 申請書を提出する際は、併せて資源物収集に関する鎌倉市一般廃棄物収集運搬許可業者との契約書（写し）及び産業廃棄物収集運搬許可業者との契約書（写し）を提出してください。